

平戸市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月26日(水) 午前9時30分から午前10時35分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(28人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

3番 橋村弥壽夫	6番 山村 茂巳	7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂
9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦	11番 松山 矢市	12番 川尻 修治
13番 末永 武好	14番 山下 忠平	15番 塚本 順男	16番 瀧山 博
17番 濱崎 保久	18番 末吉 清彦	19番 林 憲治	20番 藤沢 和正
21番 阿部 榮	22番 石田 勝巳	24番 川村 政幸	25番 横尾 秀雄
26番 大浦 正巳	27番 松本 一郎	28番 福田 延之	29番 藤永 和之
30番 西川 靖子	32番 宮田 克幸		

4. 欠席委員(4人)

1番 吉福 弘実 4番 七種 一郎 5番 松尾 正幸 23番 瀧本 寿光

5. 欠 員(1人)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第 1号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第 2号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 第1回農用地利用集積計画(案)について
- 議案第 5 号 第1回農用地利用集積計画(案)に対する意見について

第6 (追加議案)

- 報告第 3 号 農地法第4条に係る違反転用について

第7 閉 会

7. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事監兼班長 西 寿代 係長 前川 優博 主査 近藤 裕司

- 8. 傍聴人の数 なし
- 9. 公開・非公開の別 公開
- 10. 会議の概要

○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成29年度4月期第1回総会を開会いたします。
はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会 長

おはようございます。今日は新年度第1回4月の総会でございます。
先ほど事務局長から異動の関係につきましてはご報告ございました。今度新しい体制で明るい職場を目指して、みなさんと一緒に私たちもあと1年、最後の年を迎えております。是非、変わらぬ活動をお願いしたいと思っております。
新しく職員になられた皆様方につきましては、心機一転、頑張ろうという気持ちが伝わって参ります。私たちもできるだけ協力をして助け合いながらやっていきたいと考えておりますのでご協力をいただきますようお願いいたします。

前回の総会の折にご案内のように、私が東京の方に出張する予定でございましたが、12、13日ということで、14日に全国和牛共進会の平戸地区の代表牛を決める大会があるということで、私のところに4頭の出品依頼がきていた関係からどうしても14日の大会に私がいけないということで、副会長に東京出張のお願いをしたところでございます。副会長につきましてはお忙しい中に代理出席をしていただきました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

そういったことで、今日また1時に牛の引き出しが、家畜場まで連れてこいということでございますので、私も午前中いないということで農協の担当者に牛はちゃんとしているので

連れて行ってくれとお話をしております。

そういった関係で牛の関係で忙しく毎日過ごさせていただいているわけですが、今日、大島の方で「葉たばこ組合」の総会もございませう。これにも出席予定でございませうが、地元の委員さんに代理をお願いし、農業委員会会長賞を授与していただきたいと思っておりますが、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

もろもろ、早期の、もう植えられている方もおります。大変農作業忙しい最中でございませうが、農機具による事故があちこちで耳に入っております。

どうかひとつ、作業中の事故じゃなくて移動中の事故が大変多いようございませうので、ぜひとも慎重なる判断のもとに農機具の運転は慎重にされたいというふうに、いろいろな会合のおりにも、是非皆さん方にもご通知いただければと思っております。

そういったことで、今回も第1回の議案をご審議いただくわけございませうが、慎重なるご審議をいただきますようお願いをいたしまして開会の挨拶といたします。

ちょっと今日は声変わりがして、ちょっと喉を痛めておりますので聞きにくい点があるかと思ひますけれども、ご了承のほどをお願ひいたします。

○事務局長

ありがとうございます。本日は、1番委員、4番委員、5番委員、23番委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

よって出席委員は定足数以上でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長にお願ひいたします。

○議長

それでは、早速、議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、異議がないということですので議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、20番委員、21番委員にお願ひします。書記には事務局職員の参事監を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議 長

次に日程第4、4月期の会務報告と、5月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに4月期の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(4月会務報告を報告)

次に5月の行事予定を申し上げます。

(5月行事予定を報告)

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成29年度5月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を5月26日金曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を5月26日金曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第1号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について 》

○議 長

それでは、議事に入ります。報告第1号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局並びに農林課より、提案説明、補足説明を求めます。

○事務局

報告第1号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を説明いたします。議案書2の1ページをご覧ください。農業用施設を作るために用途変更を行います。農林課より説明をお願いします。

(報告第1号1番を朗読、1件)

○農林課

報告第1号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を説明いたします。
変更の位置図が議案書2の2にありますように、こちらの真ん中ぐらいにあります。議案書2の4にありますように黒で塗っているところが農振地域に入っています。その中の一部を倉庫にするということです。

(パワーポイントを併用して説明：1件)

○議長

ただ今、事務局並びに農林課より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。何かご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。報告第1号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」につきましては、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、報告第1号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」については、報告のとおり承認することといたします。

《 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議長

次に、報告第2号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

報告第2号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を説明いたします。議案書3ページをお開き下さい。

番号1については合意解約後、農地中間管理機構を活用する予定になっております。

番号2は議案第4号で新規での使用貸借であっております。

(報告第2号1～2番を朗読、パワーポイントを併用して説明：2件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第2号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」は、届出のとおり処理済みといたします。

《 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議 長

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。経営規模拡大のため所有権移転を売買で行います。

(議案第1号1番を朗読 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。住宅建設のために農地法第4条の申請を行います。

(議案第2号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委員

補足説明をいたします。平成29年3月15日水曜日午後から現地確認を行いました。現地では、申請者、南部地区農業委員6名、事務局2名とで立会いました。現地確認は3月に行われていましたが、その月に申請書類が間に合わず申請は今月になったと聞いております。現地は不作付け状態でありました。申請者は東京で永く働いていましたが、退職をしたため地元に戻り家を建てるとのことです。生活排水などは合併浄化槽により市道の溝に流すため周囲の農地に影響はないだろうと見てきました。土地の有効活用という点からも転用も止むを得ないだろうという判断を現地で行いました。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

ただ今、事務局並びに関係委員さんからの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員さんからの説明について何かございませんか。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないようですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議 長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。議案書6ページをご覧ください。番号1は住宅建設のための申請です。番号2は住宅建設のための申請です。番号3は農家住宅建設のための申請です。

(議案第3号1～3番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 3件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いいたします。

○委 員

17日に関係委員さんと事務局とで立会いを行いました。本来ならば○○委員がその地区の担当ですが、所要のため出席できないということですので、私が代理で行います。

ご覧のとおり中瀬草原に行く途中の畑の一角です。この地区は農振地域から外れていますので、住宅市街化地域に入る所でございます。本人は親子でございまして、親御さんがすぐ近くにおられるわけですが、息子さんの家を建てたいということです。排水、日照権その他もろもろの条件等も問題ないというふうに見受けられましたので、よろしく願いいたします。

○議 長

2番をお願いいたします。

○委 員

整理番号2番について補足をいたします。4月17日に事務局と地元委員で調査をいたしたところでございます。事務局説明のとおり住宅を建てたいということでございました。代理人でございます行政書士からの説明も受けまして、現地調査をいたした結果、排水、日照等にも何ら影響はないという判断をいたしまして、本申請につきましては止むを得ないと判断をいたしたところでございます。以上です。

○議 長

3番をお願いいたします。

○委 員

番号3番について補足説明いたします。ただいま説明がありましたように4月17日、事務局、地区委員で現地確認を行いました。周囲の状況としては、環境等特に問題はないようです。家からの排水管ですが、合併浄化槽を設置して市道側溝に流すということで、これは問題がないということでございます。この方は親子関係にありまして、兼業ではありますが農家の後継者として頑張っているということでございます。そういうところで、生活の基盤であるというところで止むを得ないと判断いたしております。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員さんからの説明について何かございませんか。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないようですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第4号 第1回農用地利用集積計画（案）について 》

○議 長

議案第4号「第1回農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第4号「第1回農用地利用集積計画(案)について」説明いたします。議案書8ページをお開きください。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。再設定2件6筆7, 153㎡となります。

(整理番号1から2番を朗読：2件)

続きまして議案書9ページをお開きください。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。新規設定3件12筆14, 594㎡、再設定3件5筆10, 058㎡、合計6件17筆24, 652㎡となります。

(整理番号1～6番を朗読：6件)

続きまして議案書10ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)10年以上になります。再設定1件2筆1, 320㎡となります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書11ページをお願いします。利用権設定各筆明細(使用貸借)になります。新規設定2件3筆2, 469㎡、再設定4件10筆9, 343㎡、合計6件13筆11,792㎡となります。

(整理番号1～6番を朗読：6件)

続きまして議案書12ページをお開きください。利用権設定各筆明細(賃借権)農地中間管理機構との賃借権になります。新規1件1筆701㎡となります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書13ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(使用貸借)農地中間管理機構への設定になります。新規期間10年が3件4筆4, 171㎡となります。

(整理番号1～3番を朗読：3件)

続きまして議案書14ページをお開きください。所有権移転各筆明細になります。1件3筆2, 061㎡となります。

(整理番号1番を朗読：1件　　パワーポイントで説明)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○委員

14ページ所有権移転各筆明細と農地法3条の所有権移転との違いを教えてくださいと思います。

○事務局

ご説明いたします。どちらも所有権を移すことに変わりはないんですけど、農地の所有権を移す法律が違います。農地法3条の分は農地法3条で所有権を移しまして、こちらの場合は何件か要件があります。その要件で一番わかりやすいのは下限面積が設定されていること。購入する地域の下限面積を次の所有者が持たないと購入ができません。

それ以外は農地を全部効率的に耕作する。それから周囲の方と協力して農地を耕作していくというのが農地法3条です。

経営基盤強化促進法なんですけど、これは経営基盤強化促進法という法律に則って所有権を移転します。その所有権の移転の仕方なんですけど、今見ていただいている集積計画の中で所有権を移します。

貸借もあるんですけど、所有権移転というのもあります。こちら集積計画なんですけど、もともと市の方で農林課で経営基盤強化促進法にそって平戸市の基本構想という計画をつくっています。この計画の中で所有権も移せるのですが、3条と違って所有権を移す方の要件がございます。どういう要件かといいますと、所有権を移される方が担い手であること、担い手という定義が難しいんですけど、今現在させていただいているのは、たとえば認定農業者の方、それから県、国の補助を受けて新規で農業をし活躍される方に所有権移転をしています。

ですから3条申請と一番違うのは、認定農業者とか地域の担い手でないと集積計画での所有権は移せません。この集積計画で所有権を移した場合は、農業委員会の方で嘱託登記まで行います。通常3条の方は本人が行ったり書士さんが行ったりするんですけど、この基盤強化促進法は農業委員会でするので、認定農業者とか担い手の方にとってはすごく集積をはかることができるいい制度ではないかと思います。以上です。

○議長

他にございませんか。

○委員

無償となっておりますが、この2人の関係について知りたいと思います。

○事務局

A様からB様に移るんですけど、A様とお話の中では以前から近くで親の代からずっと付き合いをさせていただいており、A様の後継者がいないということで農地を守ってもらうとか作っていただくために小作をお願いしたいという話になっておりまして、お金は要らない、無償でというふうなことで受けるかたと移転する方との話でそうっております。

先月にも同じA様からC様への所有権移転があったと思いますが、それも同じようなことで近くの方に譲りたいということがあっております。

○議長

他にございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第4号「第1回農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないということですので、議案第4号「第1回農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第5号 第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について 》

○議長

次に議案第5号「第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第5号「第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を説明いたします。
それでは議案書16ページをお願いいたします。

新規1件、利用期間5年、1筆702㎡となります。

(整理番号1番を朗読:1件)

続きまして議案書17ページをお開き下さい。農用地利用配分計画(案)使用貸借になります。新規1件使用期間10年で4筆4,171㎡になります。これは中間管理機構からの配分になっております。以上です。

(整理番号1番を朗読:1件)

○議長

ただいま事務局より議案第5号「第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第5号「第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないということですので、議案第5号「第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、原案のとおり決定いたします。

議事日程第6(追加議案)

《 報告第3号 農地法第4条に係る違反転用について 》

○議長

ここで、「報告第3号 農地法第4条に係る違反転用について」を日程に追加し、議題として上程することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないということですので、直ちに議案を上程します。議案を配りますのでしばらくお待ちください。

(職員が追加議案配布)

○議長

それでは、報告第3号「農地法第4条に係る違反転用について」を議題といたします。事務局より議案説明を求めます。

○事務局

報告第3号 「農地法第4条に係る違反転用について」を説明いたします。お手元にお配りしたものをご覧ください。県迫認許可となっています。前回間に合わずに今回報告させていただきました。農地を事務所及び倉庫として利用していたもの。来月4条申請がある予定です。

(整理番号1番を朗読：1件 パワーポイントで説明)

○議長

ただいま事務局より報告第3号「農地法第4条に係る違反転用について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第3号「農地法第4条に係る違反転用について」は、届出のとおり処理することといたします。

○議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。お謀りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成29年度第1回総会を閉会いたします。

— 午前10時35分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 農業委員および最適化推進委員の定数等について
- ・資料3 農年ながさき VOL. 47

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事監兼班長 西 寿代

議事録署名

平成 29 年 5 月 11 日

会 長 丸 田 保

20 番委員 藤 沢 和 正

21 番委員 阿 部 榮